議案第6号

南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南房総市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年南房総市条例第38 号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条第3項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第4項中「規則の」を「規則で」に、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中」を「及び前2項中」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

- 第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。) に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日 から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなけれ

ばならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 第2条 南房総市職員の育児休業等に関する条例(平成18年南房総市条例第39号)の 一部を次のように改正する。
 - 第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第6号 南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南房総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条~第8条の3

(南房総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正) (第1条関係)

新旧対照表(下線部分は攻正部分)

改 正 案 現 現

第1条~第8条の3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤 務の制限)

- 第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、<u>規則で</u>定めるところにより、当該子 を養育するために請求した場合には、当該請求をし た職員の業務を処理するための措置を講ずること が著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規 定する勤務(災害その他避けることのできない事由 に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。) をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、<u>規則で</u>定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常 生活を営むのに支障がある者を介護する職員につ いて準用する。この場合において、第1項中「小学 校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の 配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10 時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項 において同じ。)において常態として当該子を養育

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤 務の制限)

(略)

行

- 第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、<u>規</u> <u>則の</u>定めるところにより、当該子を養育するために 請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処 理するための措置を講ずることが著しく困難であ る場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害 その他避けることのできない事由に基づく臨時の 勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはなら ない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、<u>規則の</u>定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常 生活を営むのに支障がある者を介護する職員につ いて準用する。この場合において、第1項中「小学 校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の 配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10 時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項 において同じ。)において常態として当該子を養育

することができるものとして規則で定める者に該 当する場合における当該職員を除く。)が、規則で 定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び 前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ る職員が、規則で定めるところにより、当該子を養 育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常 生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」と いう。) のある職員 (ただし、規則で定めるものに 該当する場合における当該職員を除く。) が、規則 で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、 第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10時から翌日の午前5時までの間をいう。) にお ける」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を 処理するための措置を講ずることが著しく困難で ある」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読 み替えるものとする。

5 (略)

第9条~第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者<u>(第18条の2第1項において「配偶者等」という。</u>)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2、3 (略)

第16条~第18条 (略)

<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に</u>対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職 員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出 することができるものとして規則で定める者に該 当する場合における当該職員を除く。)が、規則の 定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2 項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定め るところにより、当該子を養育」とあり、及び前項 中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 が、規則で定めるところにより、当該子を養育」と あるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を 営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。) のある職員(ただし、規則で定めるものに該当する 場合における当該職員を除く。)が、規則で定める ところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中 「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時か ら翌日の午前5時までの間をいう。) における」と、 第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するた めの措置を講ずることが著しく困難である」とある のは「公務の運営に支障がある」と読み替えるもの とする。

5 (略)

第9条~第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護体暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2、3 (略)

第16条~第18条 (略)

改 正 案	現行
たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立	
に資する制度又は措置(以下この条及び次条におい	
て「介護両立支援制度等」という。) その他の事項	
を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、	
請求又は申出(次条において「請求等」という。)	
に係る当該職員の意向を確認するための面談その	
他の措置を講じなければならない。	
2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に	
達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月3	
1日までをいう。)において、前項に規定する事項	
を知らせなければならない。	
(勤務環境の整備に関する措置)	
第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請	
求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる	
措置を講じなければならない。	
(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修	
の実施	
(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	
(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の	
整備に関する措置	
第19条、第20条 (略)	第19条、第20条 (略)

新旧対照表(下線部分は改正部分)

改正案現

第1条~第18条 (略)

(部分休業の承認)

第19条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、 1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第20条~第24条 (略)

第1条~第18条 (略)

(部分休業の承認)

第19条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、 1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第20条~第24条 (略)

附 則(抄)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。